

屋外広告物のルールと 安全管理について

6月・9月は屋外広告物クリーン強調月間です。

北海道では、良好な景観の形成と風致の維持や危害の防止のため、「北海道屋外広告物条例」を制定し屋外広告物に対する必要な規制を行っております。

この制度を皆様にご存知いただくとともに安全で美しいまちなみをつくるため、6月と9月を「屋外広告物クリーン強調月間」と定めて市町村や関係機関と協力して広報活動やパトロール等を行っています。

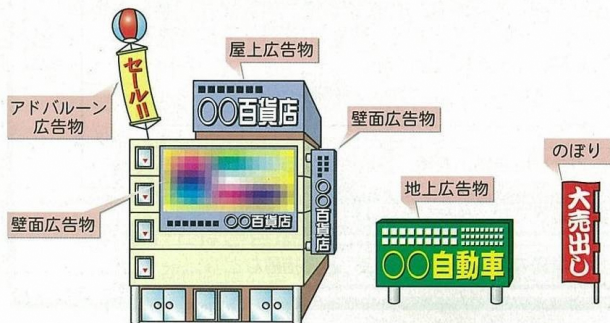
屋外広告物のルール

○屋外広告物とは

次の要件をすべて満たしているものをいいます。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、
広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は
表示されたもの並びにこれらに類するもの

<屋外広告物の例>



屋外広告物の掲出には、知事（総合振興局長又は振興局長）の許可が必要です。（許可が不要な場合もあります。）

広告物を掲出する皆さんは、掲出しようとする場所を管轄する各（総合）振興局、市町村（権限移譲市町村に限る。）で許可申請の手続きを行ってください。

※ 札幌市、函館市、旭川市、小樽市及び北広島市の一部（北広島市ポールパーク地区等）については各市へお問い合わせください。

屋外広告物の安全管理

○管理義務について

広告主や、広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者等は、広告物又は掲出物件の補修その他の必要な管理を行い、良好な状態を保持することが義務づけられています。

広告物を掲出する皆さんは、日常的な安全確認や定期的に適切な点検を行い、広告物の安全管理を徹底していただきますようお願いいたします。

○点検について

近年、適切に管理されていない屋外広告物が落下する事故が相次いで発生しています。

道では、広告物の安全性の確保をより一層図るため、条例等を一部改正し、広告主や広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者等は、広告物又は掲出物件を定期的に点検しなければならないことを明確化しました。（ただし、移動広告物、簡易広告物を除く。）

また、許可を受けた固定広告物で1つの広告物の表示面が10㎡を超えるものは、**資格のある点検者による点検が必要**になりました。

点検の詳細については、道のホームページをご覧ください。

「屋外広告物の点検について」→



<問い合わせ先>

北海道十勝総合振興局建設指導課 主査（まちづくり）

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 ☎0155-26-9051(直通)